人事院勧告の影響について

人事院勧告は、一般職の国家公務員を直接の対象として行われています。一方で、人事院勧告はそれ以外の者にも影 響を及ぼすという議論がよくなされることもありますが、その実態は必ずしも明らかではありません。 本稿では、人事院勧告の影響について、整理を試みました。

です。

れていることから、

はないため、

いますが、

その実態等は必ずしも明らか

様々な見方があり、議論もさ

今回整理してみたもの

公務員などにも影響が及ぶものと言われ

している特別職の国家公務員のほか、

地

方

7

給与法適用職員にとどまらず、勧告に準拠

与法適用職員」という。) を直接の対象と

して行われています。この人事院勧告は

する法律(以下「給与法」という。)

人事院勧告は、

般職の職員の給与に関

1

はじめに

用を受ける一般職の国家公務員

(以下「給

の適

給与局給与第一課主査 齌 電太郎

公務組織 人事院勧告の影響について

(1) 2

は、 がら整理してみたいと思います。 めて法制度面や実際の取扱いも踏まえな グループとして扱われてきましたが、 務組織を取り上げます。これらについ まずは、 般的に人事院勧告に準拠している 職員の身分が公務員である公 改 7

般職の国家公務員では

(1)

検察官

検察官は、

適用されるため、

人事院勧告の直接の対

ではなく検察官の俸給等に関する法律が

るものの、

その給与に関しては、

給与法

あ

んが、 事院勧告の直接の対象とはなっていま 衛省職員等の特別職の国家公務員は、 内閣総理大臣、 例年、 人事院勧告を受けて行われ 裁判官、 国会職員、 防 せ

象とはなっていませんが、 与法適用職員の俸給表の改定に準じて の改定は、 例年、

行政執行法人

(2)

がら、 定められています。 通則法」という。) ます(行政執行法人の労働関係に関する 通じた労働協約の締結が可能となって 国家公務員ではあるものの、 給与法適用職員の給与を参酌することが 法律第三七条第一項第一号)。 です。行政執行法人の職員は、 の身分を有する公務員型の独立行政法人 いて、職員の給与の支給基準については、 行政執行法人は、 独立行政法人通則法 第五七条第三項にお 役職員が国家公務 (以 下 労使交渉を しかしな 一般職 「独法 \hat{O}

おい と同様に、 の報酬等の支給の基準についても、 ことが定められています。 また、 て、 特別職の国家公務員である役員 国家公務員の給与等を参酌する 独法通則法第五二条第三項に 職員

特別職国家公務員

3

われています。 人事院勧告を受けた給 その俸給月額

32

が行われています。 別職の給与について規定した法律の改正 別職の職員の給与等に関する法律などの各特 別職の職員の給与に関する法律などの各特

·)地方公務員

地方公務員の給与改定については、人事委員会が設置されている地方公共団体においては、人事委員会勧告を経た上で改定が行われています。その際、地方公務員法第二四条第二項において、職員の給与を定める際の考慮要素の一つとして国家公務員の給与が挙げられており、人事院勧告を参考にして勧告が行われています。

います。 勧告等を参考にした給与改定が行われて院勧告や他の地方公共団体の人事委員会方公共団体においては、一般的に、人事方公共団体においては、一般的に、人事

② 公務組織以外の公的組織

員は、労使交渉等によって給与を決定して整理していきます。これらの組織の職その業務が公的性格を有する組織についが、②では、公務組織ではないものの、1では公務組織について論じました

独立行政法人(行政執行法人以外)め、これらを参考に整理していきます。令等で一定の枠組みが示されているたますが、給与水準の決定に当たって、法

国立大学法人

(2)

国立大学法人の教職員は、平成一六年
四月の法人化以前は、国立大学法人法第三
た。法制度面では、国立大学法人法第三
五条において、上記①で言及した独法通
則法第五○条の二、五○条の一○を準用
しており、独立行政法人と同様に、役職
則の報酬等・給与の支給基準の決定に当
たって、国家公務員の給与等を考慮する
必要があるとされています。

)特殊法人・認可法人

(3)

日本年金機構、放送大学学園等の特殊

○月七日閣議決定など)とされています。 ○月七日閣議決定など)とされています。 法人及び日本銀行、日本赤十字社等の認 法人及び日本銀行、日本赤十字社等の認 法人及び日本銀行、日本赤十字社等の認 法人及び日本銀行、日本赤十字社等の認 法人及び日本銀行、日本赤十字社等の認 法人及び日本銀行、日本赤十字社等の認 法人及び日本銀行、日本赤十字社等の認

駐留軍等労働者

4

在日米軍施設に勤務する駐留軍等労働者の給与は、日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との実施等に伴い国家公務員法等の一部定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律第九条第二項において、生計費並びに国家公務員及び民間事業の従業員における給与等を考慮して定義の従業員における給与等を考慮して定めることとされています。

地方独立行政法人

(5)

等・給与の支給基準の決定に当たって第五七条第三項において、役職員の報酬は、地方独立行政法人法第五六条第一項、り独立行政法人の地方版です。法制度上地方独立行政法人の

を考慮する必要があるとされています。は、国及び地方公共団体の職員の給与等

供主体となっている領域 公的制度下で官民双方がサービスの提

は、 考に整理していきます。 の関係性を調査した、各種調査結果を参 いるとの指摘があるため、 せんが、実態上公務員給与を参考にして 員給与を考慮する仕組みとはなっていま 域に該当します。これらの領域について り、教育、 ビスの提供主体となっている領域であ た。③で検討するのは、官民双方がサー ターに属する職員についての考察でし ①及び②は、公務員あるいは公的セク (1)及び(2)と異なり、法制度上、公務 医療、 福祉関係などがこの領 公務員給与と

教育(私立学校)

○年に実施した「学校法人における給与制度・人事考課に関するアンケート調査結果」において、二○二○年四月現在適用している給与制度を調査しています。これによれば、大学、高校・中学の教員・職員ともに、三○~四○%程度が公務・職員ともに、三○~四○%程度が公務

② 医療 (民間病院)

病院に勤務する者のうち、看護師について、公益社団法人日本看護協会の「二 を考とした情報を調査しています。これ を満とした情報を調査しています。これ によれば、国家公務員の医療職俸給表に によれば、国家公務員の医療職俸給表に によれば、国家公務員の医療職俸給表に しているとの回答は合計二五%程度を占 めています(表2)。

③ 社会福祉 (民間保育所等)

採られていることがわかります (**表3**)。 (厚生労働省)において、社会福祉施設においる福祉職俸給表に準じた給与体系の導入状況を調査しています。これによれば、三○%程度の社会福祉施設においる。 (原生労働省)において、社会福祉施設において国の福祉職俸給表に準じた給与体系の導入状況を調査しています。

以上、官民双方がサービスの提供主体とあると考えられます。

(4) 民間企業

いて、 うか。「令和三年賃金引上げ等の実態に 間相場」は一六・四%となっています 関する調査」(厚生労働省)(表4)にお 改定を行っているところはないのでしょ 視する企業について見ても、 ると考えられます。 の業績」が六一・六%と最も高く、 視した要素を調査していますが、「企業 おいて、公務員の給与を参考として賃金 それでは、それ以外の一般の民間企業に 性等がある領域について整理しました。 大きい企業は、 は業績を重視して賃金改定が行われてい ように、 (企業規模一○○人以上の結果)。この 、から

③では、その身分や業務に公共 賃金の改定の決定にあたり最も重 民間企業においては、基本的に 同 また、世間相場を重 産業内の相場を重視 企業規模が

3

おわりに

以上、人事院勧告の影響につい

て

にも影響を及ぼすことについて、一定程度 が及ぶ可能性もありますので、 で検討した領域以外にも人事院勧告の 整理できたのではないかと思い ませんが、人事院勧告が、 てきました。詳細にわたる分析はできて にもこんな領域が人事院勧告の影響を受 国家公務員以外 、ます。 読者の方で 整理 影響 本稿

の背景には、このような事情もあるの いるとの声を聞くことがありますが、 企業において、公務員給与を参考にして があることが考えられます。 給与を参考に賃金改定を行っている企業 るものと思われます。 なっています。 もしれません。 に過ぎませんが、 な企業の状況等を考慮している場合もあ 全体的な賃金水準や、 合、人材確保等の観点から、 域 一方で、企業規模が小さくなるに 当該地域の世間相場として、 世間相場として他産業の企業や同 企業の状況を考慮する割合が 特に地方の中小企 そうしたケースの中に その地 これは一つ 地方の中小 同一 域の代表的 公務員 地域 業の 0 仮説 高 う Ó 場 <

学校法人における給与制度・人事考課に関するアンケート調査結果(公益社団法人私学経営研究会) 表1

2020年4月現在、適用している給与制度

給与制度		大・短		高・中				
	教員		職員		教員	職員		
年齢給	9 (8.8	3%) 12	(11.8%)	39	(43.8%)	32	(36.0%)	
職能資格給	53 (52.0)%) 32	(31.4%)	12	(13.5%)	12	(13.5%)	
役職給	2 (2.0)%) 15	(14.7%)	2	(2.2%)	8	(9.0%)	
職務給	3 (2.9	9%) 3	(2.9%)	1	(1.1%)	1	(1.1%)	
公務員準拠型	32 (31.4	1%) 36	35.3%)	33	(37.1%)	34	(38.2%)	
その他	3 (2.9	9%) 4	(3.9%)	2	(2.2%)	2	(2.2%)	
合 計	102(100.0)%) 102	2(100.0%)	89	(100.0%)	89 (100.0%)		

あり、 れば是非お寄せください 【本稿は、 所属組織の見解を示すものではあり 筆者個人の見解を述べたもの で

ません】

する割合が高くなってい

けて

いるのではないかといった御意見が

あ

表 2 2012年病院勤務の看護職の賃金に関する調査(公益社団法人日本看護協会)

								(複数回答)
計	国家公務 員の医療 職俸給表 (三)	地方公務 員の医療 職給料表	近隣の病 院の相場 や賃金表	地域の医師会による賃金表	コンサル タント会 社等が提 示した賃 金表	その他	わからな い/何も 参考とし ていない	無回答
1,400 (100.0%)	209 (14.9%)	137 (9.8%)	388 (27.7%)	98 (7.0%)	179 (12.8%)	388 (27.7%)	175 (12.5%)	22 (1.6%)

[※] 設置主体が公的なものである機関を除いた医療機関(賃金表がある機関に限る)について集計

表3 平成30年社会福祉施設等調査(厚生労働省)

		計	福祉職俸給表に 準じている	福祉職俸給表に 準じていない	
計		49,849 (100.0%)	16,027 (32.2%)	33,822 (67.8%)	
件	老人福祉施設	老人福祉施設 3,115 (100.0%)		2,157 (69.2%)	
代表施設	障害者支援施設等	5,470 (100.0%)	1,654 (30.2%)	3,816 (69.8%)	
設	児童福祉施設等	26,532 (100.0%)	10,246 (38.6%)	16,287 (61.4%)	

[※] 私営の施設のみを集計

表4 令和3年賃金引上げ等の実態に関する調査(厚生労働省)

(複数回答計) (単位:%)

										٠.	,	
賃 令の事中	た宇佐	賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素										
賃金の改定を実施 し又は予定してい て額も決定してい る企業		企業の 業績			労働力 の確保 ・定着	の確保 動向 係の多		労使関 親会社又は関係の安 連(グループ) 会社の改定の 動向		前年度 その他 の改定 実績		不詳
企業規模計(100人以上)	100.0	61.6	16.4	38.9	38.1	0.8	10.3	10.8	19.5	5.4	17.0	0.6

^{**} 複数回答計は、その要素を重視した全ての企業(最も重視したものを1つ、そのほかに重視したものを2つまでの最大3つの複数回答による)の数を集計対象企業数で除したものである(以下同様)。

(複数回答計) (単位:%)

世間相場を重視した企業				世間相場	として最も重視	した要素		
		同一産業上位企業	同一産業同格企業	他産業の企業	同一地域企業	系列企業	その他	不詳
企業規模計 (100人以上)	100.0	30.4	64.3	28.3	39.4	15.2	11.7	2.6
5,000人以上	100.0	62.4	80.4	29.3	11.1	14.6	4.6	_
1,000~ 4,999人	100.0	74.5	74.1	13.9	22.8	9.0	0.5	0.3
300~ 999人	100.0	31.6	70.3	23.9	37.9	23.7	15.9	_
100~ 299人	100.0	21.8	58.4	33.2	43.9	11.0	11.1	4.6
30~ 99人	100.0	21.8	79.8	42.2	68.4	10.1	6.5	_